# Q&A

### 1 許可関係

#### Q 1 - 1

平成28年5月20日にとび・土工工事業を業種追加(又は新規申請)した場合、許可がおりるのは施行日後になることが予想されますが、この場合、経過措置(施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる業者は、引き続き3年間は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能)は適用されますか。

### (回答)

適用されません。施行日時点でとび・土工工事業の許可を有していなければなりません。

#### Q1 - 2

施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けている業者において、経過措置期間中に解体工事業の業種追加の申請をしたが、許可日が経過措置終了後となる場合、平成31年6月1日から業種追加の許可日までの期間は、解体工事業を営むことができませんか。

#### (回答)

経過措置期間内に解体工事業にかかる許可申請をした場合は、経過措置期間の 経過後、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、解体工事業に かかる許可を受けなくても引き続き解体工事業を営むことができます。

#### Q 1 - 3

施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けている業者において、解体工事業の許可を受けずに経過措置期間を満了した場合、平成31年6月1日以降、500万円未満の解体工事であれば施工することは可能でしょうか。

### (回答)

これまで500万円未満の解体工事を請け負うには、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)において、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業のいずれかの建設業許可か、建設リサイクル法による解体工事業の登録があれば可能でした。しかし、建設業法による解体工事業の新設にあわせて、建設リサイクル法も改正され、経過措置期間満了後は、500万円未満の解体工事であっても、とび・土工工事業の許可をもって施工することができなくなりました。

そのため、経過措置期間満了後も解体工事業を営もうとする場合、建設業法による解体工事業の許可を受けるか、建設リサイクル法による解体工事業の登録を行う必要があります。

参考:建設リサイクル法第21条「解体工事業を営もうとする者(建設業法別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者を除く。)は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない」(平成28年6月1日改正)

# 2. 技術者要件

Q 2 - 1

旧とび・土工工事業の技術者として認められていたが、解体工事業の技術者として認められなくなった技術者の資格を教えてください。

### (回答)

(1級・2級)建設機械施工技士、2級土木施工管理技士(薬液注入)、技術士 (農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)、水産「水産土木」・総 合技術監理(水産「水産土木」)、森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林 土木」))、技能士(型枠施工、コンクリート圧送施工、ウェルポイント施工、地 すべり防止工事)

### Q 2 - 2

旧とび・土工工事業の技術者として認められていなかったが、解体工事業の技術者として新たに認められた技術者の資格を教えてください。

#### (回答)

2級建築施工管理技士(建築)、登録技術試験の合格者(種目:解体工事)

### Q 2 - 3

P5、解体工事業の技術者要件について、主任技術者の資格等にて認められている一覧の中に「登録技術試験の合格者(種目:解体工事)」がありますが、これはどのような試験なのでしょうか。

#### (回答)

平成28年6月1日より解体工事に関する試験を行っている各種団体から登録 試験の申請が開始され、それが登録されれば登録技術試験として認定されます。 登録後、順次官報公告が行われます。当該試験に合格すれば合格証明書が発行 されるので、それをもって技術者の資格として認定されます。

# ●登録技術試験の合格証明書の様式

(登録技術試験の名称)合格証明書

氏名

生年月日 年 月 日

この者は、建設業法施行規則第七条の四第一号の表の登録技術試験のうち、(登録技術試験の種目)に合格した者であることを証します。

 合格年月日
 年 月 日

 交付年月日
 年 月 日

 合格証明書番号
 第 号

(登録技術試験実施機関の名称) 印

(登録番号 第 番)

# ●登録技術試験(種目:解体工事)の内容

科目	内容
解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他
	関係法令に関する事項
土木工学及び建築工学に関する科目	構造力学、材料学その他基礎的な土木工学
	及び建築工学に関する事項
解体工事の施工方法に関する科目	解体工事に係る木造、鉄筋コンクリート造
	その他の構造に応じた解体工事の施工方
	法に関する事項
解体工事の工法に関する科目	解体工事の工法及び機器の種類及び選定
	に関する事項
解体工事の実務に関する科目	解体工事の作業の特性等の実務に関する
	事項
試験時間	3時間30分

#### $Q_{2} - 4$

解体工事業の許可を受ける際、解体の営業所専任技術者を「解体工事業の技術者資格ではないとび・土工工事業の技術者(例えば、1級建設機械施工技士)」としましたが、この者が解体工事業の技術者要件を満たすことなく経過措置期間が満了した場合、解体工事業は取消(廃業)になりますか。

## (回答)

技術者要件に関する経過措置は令和3年6月30日までですので、経過措置満了時点で解体工事業の技術者要件を満たす者となっていなければ取消(廃業)になります。つまり、それまでに解体工事業の技術者要件を満たす資格を取得するか、資格を有している者に変更する必要があります。

#### $Q_{2} - 5$

技術者要件に関する経過措置が令和3年6月30日までありますが、施行日までに実務経験でとび・土工工事業の技術者となっている者について、解体工事業の技術者としてみなされますか。実務経験で認定されている者のなかには、解体工事の実務経験が全くない技術者も含まれると思われますが問題ありませんか。

#### (回答)

施行日までに実務経験で「とび・土工工事業」の技術者となっている者も、経 過措置期間中は解体工事業の技術者としてみなされます。

#### Q 2 - 6

P14、専任技術者の資格要件の確認をする際に、国家資格等を有する場合、 提出時にどのような書類を提出すべきか例示してください。

#### (回答)

- 例 1 (土木・建築) 施工管理技士の合格証明書(平成27年度以前の合格者) +実務経験証明書又は登録解体工事講習修了証
- 例 2 技術士 (建設部門又は総合技術監理部門 (建設)) の登録証+実務経験証 明書又は登録解体工事講習修了証
- 例3 監理技術者資格者証+ (実務経験証明書) 又は登録解体工事講習修了証
- 例4 (土木・建築) 施工管理技士の合格証明書 (平成28年度以降の合格者)
- 例5 技能検定「とび・とび土工」(1級)の合格証書
- 例6 技能検定「とび・とび土工」(2級)の合格証書+実務経験証明書
- 例7 登録技術試験(種目:解体工事)の合格証明書
- 例8(土木・建築)施工管理技士補の合格証明書+実務経験証明書
- 例9(造園)施工管理技士・技士補の合格証明書+実務経験証明書
- 以上のパターン等が想定されます。

# Q2 - 7

「専任技術者の資格要件の確認」にて、合格証明書の代わりに監理技術者資格 者証を提出書類とすることはできますか。

### (回答)

実務経験年数として算定されるのは、当該試験の合格証明書発行日以降の実務 経験に限定されます。「監理技術者資格者証」は、交付時点において当該技術者 が保有している資格を表しているに過ぎないため、技術検定の合格証明書が発 行された時期が確認できない場合があります。したがって、実務経験証明書を 提出する場合、「監理技術者資格者証」だけでは認めらない場合がありますので ご注意ください。一方、登録解体工事講習修了証を提出する場合は、合格した 時期にかかわらず認められます。

### 認められる場合

例:初回交付日 平成20年11月1日 交付日 平成25年11月13日 有する資格 『一土施(一級土木施工管理技士)、一建士、技(建)』 実務経験証明書の実務経験年数(平成26年1月~平成26年12月)

⇒交付日時点の平成25年11月13日において、一級土木施工管理技士に合格していると判断できます。

### 認められない場合

例:初回交付日 平成17年7月31日 交付日 平成27年7月20日 有する資格 『一土施(一級土木施工管理技士)、一建士、技(建)』 実務経験証明書の実務経験年数(平成26年1月~平成26年12月)

⇒一級土木施工管理技士に合格したのがいつの時点か不明であり、当該技術検 定に合格した以降の実務経験か否か判断できませんので、一級土木施工管理 技士の合格証明書を提出してください。

### 3. 実務経験

#### Q 3 - 1

P6の「法施行前、法施行後の実務経験の算出例」について、施行目前の解体工事の経験は、とび・土工工事業と解体工事業両方の経験として重複計算できますか。例えば、ある者が法施行前のとび・土工工事業者において10年間解体工事に携わっていた場合、その者はとび・土工工事業と解体工事業の両方について営業所専任技術者となるのに必要な10年の実務経験を有するということになるのか。それとも、建設業許可事務ガイドラインに定めるとおり実務経験の重複計算は認められないので、一方の業種の実務経験のみを有するということになりますか。

### (回答)

施行日前の解体工事の実務経験は、とび・土工工事業と解体工事業両方の経験として重複計算できます。例えば、平成17年1月~平成26年12月の10年間において解体工事の実務経験がある場合は、施行日前のとび・土工工事業の実務経験となりますので、「とび・土工工事業」と「解体工事業」の重複が認められ、両方の営業所専任技術者になれます。

#### Q3 - 2

契約書に記載されている名称だけでは解体工事が含まれているか不明なとき、 どのような書類を持参する必要がありますか。

### (回答)

契約書のみでは不明な場合、内訳を確認するための工程表や見積書、内訳書を提示してください。

#### Q 3 - 3

解体工事の技術者資格において、(土木・建築)施工管理技士の資格を有する者には、1年以上の実務経験か登録解体工事講習の受講が必要だとの記載がありますが、この登録解体工事講習とはいったいどういったものでしょうか。また、受講したことを確認する書面として何を持参すればよいのでしょうか。

#### (回答)

平成28年6月1日より解体工事の講習を行っている各種団体から登録講習申請が提出され、それが登録されれば登録解体工事講習として認定されます。登録後、順次官報公告が行われます。講習を受講すれば、下記のとおり「登録解体工事講習終了証」が発行されるので、それを確認書類として持参してください。

### ●登録解体工事講習修了証の様式

登録解体工事講習修了証 (修了証番号 第 号) 氏 名 (生年月日 月 日) この者は、建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年国土交通省令第 号)附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第4本第4本第2本 七条の三第二号の表解体工事業の項第一号又は第二号の登録を受けた講習を 終了した者であることを証します。 月 В 修了年月日 登録講習実施機関代表者 ĘΠ (登録番号 第 묵)

### ●登録解体工事講習の内容

科目	内容
解体工事の関係法令に関す	廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他関
る科目	係法令に関する事項
解体工事の工法に関する科	木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応
目	じた解体工事の施工方法に関する事項
解体工事の実務に関する科	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項
目	
合計時間	3. 5時間以上

#### $Q_{1}3 - 4$

解体工事の技術者資格において、(土木・建築)施工管理技士の資格を有する者には、1年以上の実務経験か登録解体工事講習の受講が必要ですが、早くとも講習は6月1日以降から始まるため、施行日後すぐに解体工事業の許可を業種追加したい業者は実務経験で取るしかないのでしょうか。

### (回答)

必ずしも実務経験で取る必要はありません。『令和3年6月30日までの間は、既存のとび・土工工事業の技術者はすべて解体工事業の技術者とみなす』(P3)という技術者要件に関する経過措置の規定により、とび・土工工事業の技術者として申請することができます。しかし、とび・土工工事業の技術者は令和3年6月30日までしか認められてないので、その日までに実経験証明書又は講習修了証を提出して解体工事業としての技術者要件を満たす必要があります。なお、提出の際には、「変更届出書(様式第22号の2)」、「専任技術者一覧表(別紙四)」、「専任技術者証明書(様式第8号)」もあわせてご提出ください。

#### $Q_{3} - 5$

解体工事の技術者資格において、(土木・建築)施工管理技士の資格を有する者には、1年以上の実務経験か登録解体工事講習の受講が必要ですが、実務経験として従事していた時期はいつでもよいのでしょうか。

### (回答)

実務経験として従事していた時期について、当該技術試験の合格証明書発行以後の実務経験に限定されます。例えば、平成26年3月15日に2級土木施工管理技士の合格証明書が発行された者について、たとえ合格証明書発行以前に解体工事に従事していたとしても、その経験は実務経験年数として算定できません。合格証明書発行以後の実務経験しか認められません。

### 4. その他

#### Q4 - 1

現在、建設リサイクル法における解体工事業の登録をしていますが、建設業法 における解体工事業の新設にあたり、解体工事業の許可を取得しなければなり ませんか。

### (回答)

建設リサイクル法で規定されている解体工事業の登録については、これまでどおり変更なく継続されますので、今度も請負金額500万円未満の解体工事の場合は、建設業法の解体工事業の許可ではなく、建設リサイクル法の解体工事業の登録を受けていれば施工することができます。